

# 訴 状

2021年5月24日

大阪地方裁判所民事部 御中

原 告	下 茂 春 美
同	西 三 喜 夫
同	前 田 稔

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 1,500,000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告下茂春美に対し、金45万円及びこれに対する2020年4月30日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告西三喜夫に対し、金75万円及びこれに対する2020年1月31日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告前田稔に対し、金30万円及びこれに対する2020年2月29日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び第1項から第3項についての仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

第1 原告らの主張の要旨

使用者たる被告は、原告ら社員に対し、憲法第25条で定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」を踏まえて労働基準法第1章第1条に謳われている、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」との定めを保障する必要がある。

ところが被告は、上記、労働基準法（以下「労基法」という。）第1章第1条を大前提として具体的労働条件を明示する規定として被告自身が定めている就業規則第55条を遵守し、原告ら社員に対し毎月25日までに翌月分の勤務指定（具体的労働条件）を明示する必要があるにもかかわらず、勤務日5日前まで具体的労働条件（勤務日なのか、休日、休暇日なのか、そして、勤務日だとしても始業時刻が何時何分で、終業時刻は何時何分なのか等々）を明示しない違法行為を行い続けて来た。そして、このような被告の違法行為は、別件訴訟 {大阪地方裁判所 平成29年（ワ）第11592号事件} で問題にされることにより2020年1月の勤務指定表発表時より一定程度是正された。しかし、被告は、それ以降も今日まで依然としてこの違法行為を行い続けている。

原告ら3名は、このような状況により2020年1月から2021年3月までの間に、合計50日間も就業規則の定めに基づく前月25日までに明示すべき勤務指定が行われず、勤務日5日前になってようやく勤務指定が具体的に明らかにされるといった事態にさらされたのである。

したがって、原告ら3名は、被告による以上のような労基法や就業規則の定めに対する不法行為により、“人たるに値する生活を営むため必要を充たすべき”生活設計がたてられない状態にさらされるという損害を被った賠償の請求をするものである。

## 第2 当事者ら

### 1 原告ら

- (1) 原告下茂春美（以下「原告下茂」という。）
- (2) 原告西三喜夫（以下「原告西」という。）
- (3) 原告前田稔（以下「原告前田」という。）

### 2 被告

(1) 被告

被告は、1987年4月1日、日本国有鉄道改革法等に基づき日本国有鉄道が経営していた事業のうち、東海道新幹線、東海地方の在来線に係る事業を承継して設立された株式会社である。

(2) 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所

大阪第一運輸所は（以下「大一運」という。）は原告西が乗務員として所属し、大阪第二運輸所は（以下「大二運」という。）は原告下茂と原告前田が乗務員として所属する、それぞれ関西支社の現業機関である。

3 訴外ジェイアール東海労働組合（以下、「JR東海労」という。）

なお、原告ら3名は訴外ジェイアール東海労働組合に所属する。

第3 被告における勤務に関する定め等

1 被告の勤務に関する就業規則（甲第1号証）

被告の就業規則には、本件に係る条項について以下のように定めている。

（勤務の指定及び変更）

第55条 社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、指定した勤務を変更する。

（年次有給休暇－請求手続）

第76条 社員は、毎月20日まで（ただし、運輸職場に勤務する社員は毎月15日まで）に翌月分の年休使用日を、年次有給休暇申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする。

2 前項によれない場合で、年休を請求するときは、原則として前々日までに所定の手続きをとることとする。

（年次有給休暇－時季変更）

第77条 会社は、年休を与えることが業務の正常な運営に支障があると判断した場合には、他の時季に変更する。

## 2 大一運及び大二運における乗務員の勤務

### (1) 乗務員の勤務体制

被告において、原告らのように乗務員として勤務する者は、いわゆるサラリーマンのように勤務スケジュールが固定化していない。乗務員の勤務スケジュールは、それぞれ決められた列車に乗務し、決められた時間・場所で休憩や就寝をする等というように組み立てられており、これを「行路」と呼んでいる。

そして、この行路と休日を幾つか組み合わせて17日間をひとつの周期としたものを「交番」と呼び、それを表にした交番順序表をつくっている。

大一運及び大二運（以下、両運輸所を記述する場合は「大一・大二運」とする。）の乗務員は、交番に従った勤務を命じられる月（以下、「交番月」という。）と、交番にこだわらず、その都度勤務する行路を指定する月（以下、「予備月」という。）が設定されている。

### (2) 大一・大二運における勤務指定の実態

#### ア 毎月25日までに発表される、翌月分の勤務指定

被告就業規則第55条には、「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。」と定めてある。大一・大二運においても、毎月25日までに翌月分の勤務指定が「勤務指定表」として発表される（甲第2号証の8頁）。

この勤務指定表には、交番月に指定された乗務員については特休・公休の休日と勤務日の勤務内容（行路）、そして、この時点までに被告が「承認」した年休は明記され、「時季指定した年休の未承認」の日は勤務日として勤務内容（行路）が記載されている。他方、予備月に指定された乗務員の勤務指定表にも、特休・公休の休日とその時点までに指定されている勤務日の勤務内容（行路）、そして、この時点までに被告が「承認」した年休は明記されている。しかし、それ以外の日は「空白」で表示され、「時季指定した年休が承認されるのか」、勤務日だとしても勤務内容（行路）は明示されず出退勤時刻もわからない（甲第3号証）。

#### イ 勤務日5日前に発表される日別勤務指定表

すでに明らかにしたように、被告就業規則第55条で、「社員の勤務は、毎月25日

までに翌月分を指定する。」と定められている。そして、「業務上必要がある場合は、指定した勤務を変更する。」と明記されている。

ところが大一・大二運においては、乗務員の最終勤務確定は勤務日5日前に行うことにされ、勤務日5日前に「日別勤務指定表」なるもので発表されている（甲第2号証の10頁）。そして、前月15日までに時季指定し取得する届け出をした年休「承認」の可否も、予備月の乗務員の前月25日までに発表された勤務指定表で「空白」で発表された日の勤務内容（行路）も、勤務日5日前に発表される日別勤務指定表で確認するまで、社員は知るすべを得ないのである。

### (3) 年休制度の運用実態

#### ア 社員による年休権行使

社員が大一・大二運において年休権行使をする場合、被告が就業規則で定めた年次有給休暇申込簿と異なる大一・大二運独自の「年次有給休暇申込簿」に所定事項を記載して届け出ることによって時季指定権を行使する（甲第2号証の4頁）。この時季指定の届け出は、就業規則第76条に基づき毎月1日から15日までの間に、翌月分について行使することとされている。

大一・大二運の乗務員として勤務する原告らが交番月に年休を取得しようとする場合、その前月10日には勤務日及び休日（特休・公休）の予定日が記載された休日予定表が発表されており（甲第2号証の3頁）、いつが勤務日でいつが休日と予定されているかがわかる。したがって、交番月の乗務員は、その休日予定表を踏まえて、前月15日までに年次有給休暇申込簿に所定事項を記載し、年休の時季指定の届け出を行うことになっている。

他方、予備月の乗務員は、年休を取得しようとする場合、交番月とは異なり、年次有給休暇申込簿による届け出期限である前月15日までの時点では、いつが勤務日でいつが休日予定なのかがまったくわからない。その為、完全に手探りの状態で年休の時季指定の届け出を行うこととなる。

#### イ 被告の対応

被告は、本庁で争われている別件訴訟で「就業規則第76条に基づき勤務指定表発表

前に年休の届け出を締め切っているのは、乗務員からの年休の届け出内容を踏まえて勤務割を作成する為」と主張している。しかし、大一・大二運では、社員から年次有給休暇申込簿により年休の時季指定の届け出を受けても、これを認めるか、それとも時季変更権を行使するのか、前月25日までに発表される勤務指定表では明示的に回答することはない。交番月に指定された乗務員の前月25日までに発表される勤務指定表においては、年休を「承認」した場合は「年休」と記載し、「承認」していない場合には行路番号あるいは「公休」「特休」と記載している。一方、予備月に指定された乗務員に年休を「承認」した場合は「年休」と記載し、「承認」していない場合には行路番号あるいは「公休」「特休」と記載するか「空白」で発表している。そして、前月25日までの時点で「承認」していない年休の確定的な「承認」の可否は、勤務日5日前に発表する日別勤務指定表で明らかにすることになっている。

大一・大二運では、年休の時季指定を行った社員に対し、年休を「承認」しない理由について説明することもなければ、当該社員が年休を取得できるよう、何らかの調整を行うこともない。そもそも、社員は、被告が年休について時季変更権を行使したのかどうか、明確には把握できないのである。社員はただ、前月25日までに発表される勤務指定表、あるいは勤務日5日前に発表される日別勤務指定表で確認するまで、いつ年休が取れたか否かを知ることができないのである。

また大一・大二運では、社員が年休の時季指定した日を特休もしくは公休にしたりする。そして、この場合被告は、「社員から年休の時季指定はなかったものとして取り扱ったものであり、時季変更権を行使して年休の『承認』をしなかったわけではない。」と別件訴訟で主張している。しかし、そのような取り扱いは就業規則の定めにはない。そして社員が、自分が年休の時季指定した日が特休又は公休になった理由やその根拠を被告に尋ねても明確な回答はしていない。

#### 第4 原告らが本件訴訟に至った具体的事態

##### 1 原告らの勤務が、「空白」で発表された具体的事態

###### (1) 原告下茂

原告下茂は、2020年3月25日に発表された同年4月勤務指定表で、同年4月30日の具体的勤務内容（行路）は明示されず「空白」のまま発表された。原告下茂は、このように前月25日までに発表される翌月分勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されていない「空白」日が、上記4月以外にも、5月の場合10、11日の2回、6月は24、25、26、27日の4回、8月は3、4、27、28、31日の5回、9月は1日の1回、11月は30日の1回、12月は13日の1回と、2020年4月から同年12月までの間に合計15回も、前月25日までに発表される勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されず「空白」のまま発表されたのである（甲第3号証の1）。

なお、原告下茂は8月27、28日の両日と12月13日に対し前月15日までに年休取得のため時季指定の届け出を行っていた。そして、この時季指定した年休は、いずれも5日前になってようやく「承認」されたのである。

## (2) 原告西

原告西は、2019年12月25日に発表された2020年1月勤務指定表で、2020年1月31日の具体的勤務内容（行路）は明示されず「空白」のまま発表された。原告西は、このように前月25日までに発表される翌月分勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されていない「空白」日が、上記1月以外にも、2020年3月の場合18、19、22、31日の4回、4月は14日の1回、5月は1、2、13、14、30、31日の6回、7月は31日の1回、9月は4日の1回、10月は16、21、22日の3回、11月は19、20日の2回、2021年1月は3、4、20日の3回、3月は29、30、31日の3回と、2020年1月から2021年3月までの間に合計25回も、前月25日までに発表される勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されず「空白」のまま発表されたのである（甲第3号証の2）。

なお、原告西は2020年3月18、19、22日、4月14日、9月4日、10月16、21、22日、そして2021年1月20日に対し前月15日までに年休取得のため時季指定の届け出を行っていた。そして、この時季指定した年休は、いずれも5日前になってようやく「承認」されたのである。

### (3) 原告前田

原告前田は、2020年1月25日に発表された同年2月勤務指定表で、同年2月29日の具体的勤務内容（行路）は明示されず「空白」のまま発表された。原告前田は、このように前月25日までに発表される翌月分勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されていない「空白」日が、上記2月以外にも、5月の場合1, 2, 22, 23日の4回、6月は10, 11, 25, 26日の4回、10月は31日の1回と、2020年2月から同年10月までの間に合計10回も、前月25日までに発表される勤務指定表において具体的勤務内容（行路）が明示されず「空白」のまま発表されたのである（甲第3号証の3）。

## 2 原告らが行った苦情申告に対する被告の対応

原告らは、上記「第4」「1」で明らかにしたように、前月25日までに発表された勤務指定表で「空白」で具体的勤務が勤務日5日前まで明示されない事態に対し、複数回にわたって苦情申告を行った（甲第4号証の1～14）。しかし被告は、この原告らの苦情申告に対し、苦情処理会議の事前審理において「苦情として取り扱うことが適当でない」として、すべての苦情申告を却下した。

この事前審理は苦情申告に対応し複数回行われたが、何れの場合にも会社側幹事は「就業規則に則って行っており、問題は無い。」との理由で、苦情処理会議の開催を拒否したのである（甲第5号証の1～7）。

## 第5 原告らの損害

原告らが被告による不法行為により受けた有形無形の損害は、とうてい金銭であらわせるものではないが、あえて換算するならば、原告下茂につき金45万円、原告西につき金75万円、原告前田につき金30万円は下らない。

## 第6 結論

よって、原告らは被告に対し、民法第709条の不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うため、本訴に及んだ次第である。

以上